

高組合金並會ニ交渉ノ結果互ニ立レガ往進
 下圖ルコト、ナリ目下各組代表者ニ依リ
 討議研究中ニアリ抑モ日本労働總同盟カ等
 傷組合金並會ヲ嫌忌スル所以ハ前ニ云其一
 面ニ就テ述ブル如クリレガ日本労働總同盟
 ハ元勞務組合金並會ニ加入シ而テ各組
 織ノ首腦者側ナリシニ云不拘其勢力ニ懸
 スルナリ怖レ賜送シタルヨリ其後強迫確立
 居ル状況ナルニ勞務組合金並會ノ現狀ニ
 持續ル困難トナリ早晚解散ノ止ムナキ一三
 一ハント揣摩ナル、ノ状態ニ下ルナリ以テ
 窮境ヲ脱スルニ於テ又好都合ナル如ク
 強テ各組合金並會ニ對シテハ反對セズ寧ロ其實現

ヲ要望セル有様ナリ

聯盟規約

(草案)

(一九二三年八月
統聯盟特別委員會)

第一章

總則

- 第一條 本聯盟ハ日本勞務組合金聯盟ト稱ス
- 第二條 本聯盟ハ全國的及地方的右種勞務及
産業並ニ職業組合ヲ以テ組織ス
- 第三條 本聯盟ノ目的ハ右ノ如クトス
- (一) 聯盟組合共進ノ利害問題ノ協議及決議
- (二) 聯盟組合相互ノ連絡
- (三) 國際的連絡
- 第四條 本聯盟規約ハ大會ノ決議ヲ以テ表更
スル事ヲ得